

改正 平 6 県警察訓令 16 号、平 8 県警察訓令 2 号、平 13 県警察訓令 2 号、平 25 県警察訓令 10 号
平 28 県警察訓令 22 号

岐阜県警察訓令第 4 号

岐阜県警察用航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

平成 6 年 3 月 23 日

岐阜県警察本部長 志賀 櫻

岐阜県警察用航空機の運用等に関する訓令

岐阜県警察航空機使用管理に関する訓令（昭和 59 年岐阜県警察訓令第 8 号）の全部を次のように改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 警察航空隊（第 4 条—第 11 条）

第 3 章 運用（第 12 条—第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、岐阜県警察航空隊（以下「航空隊」という。）の設置、警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 岐阜県警察航空隊の設置、航空機の運用及び整備等に関しては、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和 37 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成 4 年警察庁訓令第 16 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 所属長 警察本部の課、隊、所、警察学校及び警察署の長をいう。
- (2) 航空基地 岐阜県警察が航空隊の本拠として設置する航空機の格納庫及びこれに附属する施設をいう。
- (3) 航空従事者 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 3 項に規定する航空従事者及び航空機の運用に従事するその他の勤務員をいう。

第 2 章 警察航空隊

（任務）

第 4 条 航空隊は、警察本部長（以下「本部長」という。）が毎年策定する航空業務計画に基づき、航空機を運用して、警ら、救難救助及び警察業務の支援等を行うことを任務とする。

（運航責任者）

第 5 条 航空隊には、次に掲げる業務の実施についての責任者（以下「運航責任者」という。）を置き、地域部地域課長（以下「地域課長」という。）が指定する者をもって充てる。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教養訓練に関すること。

（安全担当者）

第 6 条 規則第 10 条に規定する安全担当者は、地域課長が指定する者をもって充てる。

(勤務制)

第7条 航空隊に勤務する勤務員（以下「隊員」という。）の勤務制は、日勤制勤務とする。

(勤務方法)

第8条 隊員の勤務方法は、通常基本勤務、特別勤務及びその他の勤務とする。

2 通常基本勤務とは、警ら及び待機をいう。

3 特別勤務とは、緊急配備活動、救難救助活動、その他地域警察の任務を達成するための特別な活動をいう。

4 その他の勤務とは、地域警察以外の警察部門の指揮監督による活動、応援派遣要請に基づく活動、訓練及び航空機の維持管理業務にかかる活動をいう。

(活動状況の報告)

第9条 航空隊に、航空隊業務日誌（別記様式第1号）を備え、活動状況を明らかにしておくものとする。

2 隊長は、前月の航空隊の活動状況を毎月5日までに地域課長に報告するものとする。

(連絡協調)

第10条 地域課長は、月間航空機活動計画（別記様式第2号）を策定して所属長に通知するとともに、効果的な航空隊の運用を図るため、関係所属長と緊密な連携を保つものとする。

(服制)

第11条 隊員の服装は、別に定めるところによる。

第3章 運用

(機長の指定)

第12条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、その都度機長を指定しなければならない。

(飛行計画の承認)

第13条 機長は、航空機の運航に当たり、飛行計画を作成し、運航責任者の承認を受けなければならない。

2 機長は、航空基地から航空機を出発させようとするときは、運航責任者の承認を受けなければならない。

(機長の責任と権限)

第14条 機長（機長に事故があるときは、機長に代わって、その職務を行うべきものとされている者をいう。以下この条及び第19条において同じ。）は、航空機の飛行につき、すべての責めに任ずる。

2 機長は、搭乗者に対し「航空機搭乗者心得」（別表）を教示するものとする。

3 機長は搭乗者に対し、飛行の安全に必要な指示を行うことができる。搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(支援要請)

第15条 航空機の支援を必要とする所属長は、航空機支援申請書（別記様式第3号の1）により、前月の20日までに、本部長に申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 前項による支援申請の目的が、救難救助活動に及ぶものについては、航空機支援申請書のほか、救難救助活動に伴う航空機出動要請書（別記様式第3号の2）を提出するものとする。

(運航結果通知)

第16条 地域課長は、支援要請に基づく任務を終了したときには、航空機運航結果通知（別記様式第4号）により、支援要請をした所属長に通知するものとする。

(教養訓練)

第17条 運航責任者は、訓練計画に基づき隊員の飛行技術の向上及び航空機を活用した警察活動の練度の向上等に努めるものとする。

(試験飛行)

第18条 地域課長は、次の各号の一に該当する場合には、試験飛行を実施しなければならない。

- (1) 規則第21条に規定する整備の普通整備（日々点検及び保守を除く）をし、隊長が必要と認めるとき。
- (2) 規則第21条に規定する整備の定期整備、特別整備をしたとき。
- (3) 航空機搭載無線機を調整又は交換したとき。
- (4) その他、隊長が必要と認めるとき。

（事故の報告）

第19条 機長は、航空機事故が発生した場合には、速やかに本部長に対し、その旨を報告しなければならない。

（航空事故調査班）

第20条 本部長は、規則第16条に規定する調査を行う場合において必要があると認めるときは、航空事故調査班（以下「事故調査班」という。）を設置することができる。

2 事故調査班は、本部長の指名又は委嘱する者をもって構成するものとする。

（臨時発着場）

第21条 地域課長は、規則第18条の規定に基づいて本部長が臨時発着場を指定した場合には、当該臨時発着場を管轄する警察署長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた警察署長は、当該臨時発着場及び周囲の状況を確認し、異常の有無を地域課長に報告するものとする。

3 地域課長は、臨時発着場を使用する場合は、当該臨時発着場を管轄する警察署長に航空機の安全及び危険防止のために必要な措置を依頼することができる。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月24日 岐阜県警察訓令第16号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日 岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月18日 岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、平成13年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日 岐阜県警察訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月15日 岐阜県警察訓令第22号）

この訓令は、平成28年6月15日から施行する。

別表（第14条関係）

航空機搭乗者心得

搭乗前	<ol style="list-style-type: none"> 1 機長と飛行に関する打合せを十分に行い、使用目的及び飛行経路の変更を要求しないこと。 2 搭乗準備は、離陸20分前に完了すること。 3 みだりに航空機に触れないこと。 4 駐機場及び機体付近では喫煙しないこと。（機体から15メートル以内は火気厳禁） 5 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 6 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。 7 高血圧、風邪等で身体に異常のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 8 用便は必ず済ませること。 9 不用意に機体に近づかないこと。 10 係員の指示に従って行動すること。 11 頭上の回転翼（主ローター）及び尾部回転翼（テールローター）に注意すること。
搭乗中	<ol style="list-style-type: none"> 1 自分の身体に合わせてベルトを調整すること。 2 機長の許可なく喫煙しないこと。 3 みだりに機長に話しかけないこと。 4 機長の許可なく座席から動かないこと。 5 無線通信は機長の許可を得て行なうこと。 6 機体や装備品にはみだりに手を触れないこと。 7 機外には絶対に物を捨てないこと。 8 ドアの開閉装置には、絶対に手を触れないこと。 9 飛行中酔ったり、体に不調が生じたときは、速やかに機長に申し出ること。 10 機長の指示によって降りる準備をすること。
降機時	<ol style="list-style-type: none"> 1 忘れ物がないか確認すること。 2 機長の許可なくドアを開き、また降りないこと。 3 降りるときは、係員の指示に従って機体の右斜め前に離れること。

別記様式第1号 (第9条関係)

航空隊業務日誌					年 月 日 曜日			
天 候		午 前			午 後			
No.	機 番	機 長	乗組員 搭乗者	活動種別	離陸時間 ----- 離陸場所	着陸時間 ----- 着陸場所	飛行時間 ----- 経由等	備 考
1					: -----	: -----	: -----	
2					: -----	: -----	: -----	
3					: -----	: -----	: -----	
4					: -----	: -----	: -----	
5					: -----	: -----	: -----	
飛行時間	機 番	本 日	年度累計	25時間残	機 体 状 況			
		月 累 計	年 累 計	100時間残				
		:	:	:				
		-----	-----	-----				
		:	:	:				
		-----	-----	-----				
取 扱 事 項			記 事			処 理 結 果		
-----			-----			-----		
-----			-----			-----		
-----			-----			-----		
-----			-----			-----		
-----			-----			-----		
-----			-----			-----		
-----			-----			-----		
-----			-----			-----		
備			考					

航空隊活動計画（月分）

【岐阜県警察航空隊】

日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	備考 （予定飛行時間）
曜日																		
航空機警ら	区域																	
	時間																	
	備考																	
その他	支援																	
	特別																	
	時間																	
点検整備日																		備考 （予定飛行時間）
曜日		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
航空機警ら	区域																	
	時間																	
	備考																	
その他	支援																	
	特別																	
	時間																	
点検整備																		
活動重点及び	活動重点								活動の着眼									

第 号
年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

所属長

航空機支援申請書

航空機の支援について、次のとおり申請します。

目 的						
日 時						
搭 乗 地						
飛行区域又は飛行経路						
携行品等						
搭 乗 者	所 属	係 名	階 級	氏 名	年 齢	連 絡 先
備 考						

救難救助活動に伴う航空機出動要請書

要請所属		要請(担当)者	(警電:)
要請日時		緊急性	<input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 通常
事案名			
事案概要	届出(認知)日時	(110番受理番号:)	
	発生日時		
	発生場所		
	内容(発生状況等)		
要救助者 捜索対象者	人定事項		
	着衣		
	携行品 携帯電話番号		
	負傷の程度・傷病 ・持病・行動特徴		
	使用車両 登山計画 その他関連情報		
通報者・同行者等	要救助者との関係 人定・着衣 連絡手段等		
要請事項	飛行目的・必要性		
	現場の詳細 携帯電話位置情報 捜索範囲	(地図添付)	
	搬送先		
	搭乗者・搭乗地		
	活動現場・搭乗地等 の無線局呼称名		
現場の気象状況	天候・視界・風向風速		
地上部隊関係 (体制・活動状況 ・消防との連携等)			
参考事項			

地 第 号
年 月 日

殿

岐阜県警察本部
地域部地域課長

航 空 機 運 航 結 果 通 知

から要請のあった下記の任務を終了したので通知します。

目 的				
日 時				
飛行区域又は飛行経路				
搭 乗 者	搭乗時間	行 程	危険加算業務	
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		
	: ~ :	:		